



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 改正電子帳簿保存法とは

2024年1月1日より、**改正電子帳簿保存法が施行**され、国税関係の帳簿・書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。

### 1 電帳法(電子帳簿保存法)の対象となる書類とは

電帳法の対象となる書類とは、国税関係帳簿書類のことで、「国税関係帳簿」と「国税関係書類」の2種類に分類されます。

**国税関係帳簿**とは、会社の取引やお金の流れを記録したもののことです。

国税に係る法律で保存が義務付けられている書類のことであり、仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、仕入元帳、売上元帳などその他帳簿、貸借対照表、損益計算書、棚卸表、見積書、契約書、領収書、注文書、納品書、送り状、請求書など

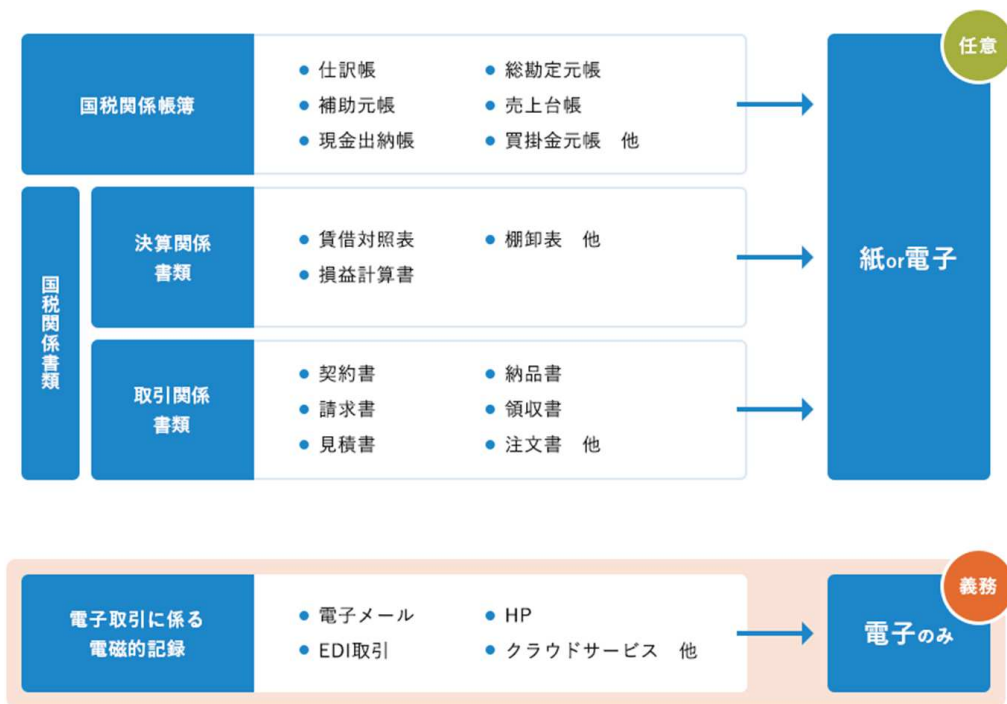
**国税関係書類**とは、日々の取引や決算に際して使用した書類のことを指します。

なお、国税関係書類には取引先から受領した書類だけでなく、自己が作成した書類の控えなども含まれ破棄しないよう注意しましょう。これらの国税関係帳簿書類を「**電磁的記録での保存に代えることができる**」と定めているのが電子帳簿保存法です。

電磁的記録とは、パソコンやソフトウェアなどで作成した、いわゆる電子データのことを指します。

本来、国税関係帳簿書類は法律により用紙での保存が義務付けられていました。

電磁的記録(電子データ)での保存に**代えることができる(義務ではない)**と定めた法律が電子帳簿保存法なのです。



### 2 電子的に保存する「義務」があるケース

以下のような方法で書類を入手したり作成したりするケースでは、必ず「電子的」に保存する必要があります。

電子メールでのやりとり

インターネットのホームページからのダウンロードによる入手

(Amazon、楽天、ネット通販、スマホ代、交通系ID決済、クレジットカード支払明細(利用明細短冊含む)の などなど)

ホームページ上やメール本文に表示される請求書や領収書等

ファイル保存機能のあるFAXでのやりとり

EDI取引でのやりとり…データ変換システム(EDIシステム)を使用し、お互いの販売管理システムに直接取引データの送受信

クラウドサービスを利用したやりとりの記録

上記 から はすべて「電子取引」による書類の入手とされています。

そして、これら「**電子取引**」によって入手された書類は、「**電子的に保存**」する義務があります。